

伊奈町奨学資金貸付のご案内

伊奈町教育委員会

●伊奈町では、高等学校、大学、専修学校に入学を希望するお子さんの保護者等で、入学資金の調達が困難な方に、予算の範囲内で奨学資金の貸付を行っています。

1. 貸付の対象となる方（次の①～④の全てを備えていることが必要です。）

- ① 町内に住所を有し、引続き1年以上居住し、町税を完納している
- ② 高等学校等、大学又は専修学校への入学が確実な（申請時は入学予定可）お子さんの保護者である
- ③ 奨学資金の調達が困難である
- ④ 連帯保証人がある

2. 連帯保証人の要件（次の①～④の全てを備えていることが必要です。）

- ① 県内に住所を有し、1年以上居住している
- ② 独立の生計を営む満20歳以上で、債務を弁済する能力を有している
- ③ 上記1.（貸付を受けようとしている）の方と同一生計ではない
- ④ 伊奈町奨学資金貸付を受けていない（今年度、この貸付に申請する方含む）

3. 貸付金の限度額等

◆貸付金限度額と返済期間

区 分	貸付限度額	返済期間
高等学校等 専修学校（高等課程）	200,000円	措置期間含まず30月
大 学 専修学校（専門課程）	400,000円	措置期間含まず40月

※ 返済方法・・・貸付月から1年間の据え置き期間があります。

◆利子

無利子

◆貸付時期及び方法

入学時期までに借受人名義の口座に振込みます。

4. 申請方法

提出書類をすべて揃えてから申請してください。提出された書類は返却しません。

◆書類の配布場所および申請先

伊奈町教育委員会 教育総務課

◆申請期間及び申請方法

令和7年12月1日（月）～令和7年12月15日（月）

窓口にて直接持参してください。

◆提出書類

- ① 伊奈町奨学資金貸付申請書（第1号様式）
- ② 申請者世帯全員の年間収入を証明する書類（最新のもの）
- ③ 連帯保証人の年間収入を証明する書類、^{※1}納税証明書（市町村税すべての税項目）及び^{※1}住民票（^{※1}1年以上伊奈町内に居住している場合は不要）
- ④ 口座振替依頼書又は預金通帳等の写し（支店名がわかるもの）

5. 貸付の決定と結果の通知

貸付資格を調査・審査し、申請者全員に審査結果（貸付対象／貸付対象外）を郵送します。（1月中旬通知予定）

6. 借受の手続

高等学校等、大学又は専修学校の合格後すみやかに次の書類を提出してください。

◆提出書類

- ① 借用書（第3号様式）
- ② 入学決定を証明する書類
- ③ 奨学資金貸付金請求書

7. その他

・高等学校等、大学又は専修学校の入学後、令和8年4月30日までに**在学証明書**を提出してください。

・次の①～④に該当したときは、貸付金の全額を一括で返済していただきます。

- ① 貸付対象者の要件を欠くことになったとき
- ② 入学しなかった又は退学したとき
- ③ 申請内容に偽りがあるとき
- ④ 貸付金を目的以外に使用したとき

◇よくある質問◇

Q1 連帯保証人は必要ですか？

→はい。「2. 連帯保証人の要件」を全て満たす人が1人以上必要です。

Q2 申請期間外でも申請できますか？

→いいえ。申請期間内申し込みのあった方について審査をおこないます。ただし、予算に余裕がある場合に限り、新たに申請期間を設けることもあります。

Q3 現在、高等学校の貸付金を返済中ですが、大学の奨学資金を申請できますか？

→はい。

Q4 現在、大学に入学済みですが、授業料として貸付を受けられますか？

→いいえ。入学準備金として貸付を行っていますので、授業料としては貸付できません。また、年度途中で転（編）入学した場合も貸付できません。

Q5 繰上げ返済することはできますか？

→はい。残金の全部又は一部の返済が可能です。ご希望の方は事前に担当課にご連絡ください。

Q6 入学する本人が借受人になれますか？

→いいえ。入学を希望するお子さんの保護者に貸付を行っています。

Q7 大学を卒業後、別の大学に入学するときは貸付を行うことはできますか？

→いいえ。すでに大学・短大・専修学校（専門課程）を卒業されている人は貸付できません。

Q8 他の奨学資金制度との併用はできますか？

→はい。ただし、他の制度の方で禁止している場合もありますのでご確認ください。

担当 伊奈町教育委員会 教育総務課
TEL 048-721-2111
内線 2522